

視覚障がい者おもてなし研修プログラムIN栃木 ～視覚障がい者夢の自動車運転体験ツアー研修～

障がい者おもてなし研修を通じて

自分が今後何をすべきなのか…
考える機会をつくりませんか？



盲導犬を後部座席に乗せて運転体験

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、全国の観光地は国内外から訪れる多様な旅行者への対応が求められます。また2020年には65歳以上人口が人口の29.1%となり、超高齢社会においては、障がい者だけではなく高齢者への対応も各地方自治体や観光地にとって急務となっています。配慮が求められるのは、観光施設や宿泊施設のハード面にとどまらず、観光に携わる方々の「心のバリアフリー」も重要です。ハードは変えられなくても、私たち一人ひとりのハートは今すぐに変えることができます。

KNT-CTホールディングスは、長年の経験で培ったホスピタリティでサポートさせていただくと共に、ユニバーサルツーリズム（バリアフリーツアー）における20年のノウハウを活かしながら、感動をより多くの人々にお届けできる地域振興への貢献に全社員が一体となって取り組んでいます。

視覚障がい者おもてなし研修プログラム内容

- ・ 障がいをお持ちの方の対応には、障がいの程度・種類により、どのようなケースがあるか、どのような工夫ができるかを**実体験を通して学びます**。
- ・ 不可能を可能にした企画「世界初！視覚障がい者夢の自動車運転体験ツアー」にて視覚障がい者が実際に自動車運転をする場に立ち会い、不安&感動を**同じ瞬間&空間で一緒に体感**します。



視覚障がい者の目となり体（手引き者）となってサポートを行う研修です。

ユニバーサルツーリズム、ユニバーサルデザインに関係する方々、自治体職員の方、観光業や接客業、自動車業界にお勤めの方、CSR担当の方、ボランティア関係の方などのみなさまにおすすめの研修です。



視覚障がい者が運転体験する自動車の後部座席に乗車できます。



ツアー中の手引きサポートします。

私たちが視覚障がい者おもてなし研修プログラムを提案できる実績

19年間国内外の専用ツアーを通じて視覚障がい者の方々が
楽しめる旅行をご案内し続けてきました。



2012年ロンドンパラリンピック開会式観戦



国内旅行にもご案内（奈良）



魚釣り体験（千葉県）

【募集概要】

★旅行期間： 2019年3月13日（水）～ 3月14日（木） 1泊2日

★旅行代金： お一人様 30,000円

★宿泊施設： ホテルツインリンク（洋室2名1部屋利用・バストイレ付）

★相部屋： 本旅行は男女別相部屋をお受けします。

一人部屋を希望される方は、追加料金5,000円をいただきます。

※相部屋希望のお客様は、他に相部屋希望の方がいらっしゃらないなどで、
部屋をお一人で利用される場合でも、一人部屋利用追加代金はいただきません。

★食事条件： 朝1回、昼2回、夕1回

★募集人数： 16名様（最少催行人員10名様）

★添乗員： 同行します

★利用バス会社： 富士急行グループ/上野駅発着

★申込締切日： 2019年2月28日（木）＜但し満員になり次第締め切ります＞

※このようなツアーを広く知っていただくために、ご参加は、取材が入った場合の協力や、
ツアー中の写真のメディア媒体への提供を了承いただける方とさせていただきます。

※盲導犬もツアーに同伴します。ご了承ください。

【研修プログラム 行程表（予定）】

日次	月日曜	発着地 滞在地	現地時間	内容	食事
1	2019年 3月13日 (水)	上野駅発 もてぎ着	10:00 12:30~13:15 13:15~18:30 18:30~19:30 19:30~21:00	貸切バスにて出発、ツインリンクもてぎへ 昼食後、おもてなし研修スタート 「ツインリンクもてぎ」にて各種研修 自動車運転体験、森のジップライン体験 ※雨天時場合は、森のジップライン体験から、 もてぎのウッドクラフト体験に変更します。 移動、ホテルにチェックイン・休憩 ホテルでの夕食 【栃木県芳賀郡/ホテルツインリンク宿泊】	× 昼 夕
2	3月14日 (木)	もてぎ発 上野駅着	07:00~08:00 09:00~13:30 13:30~14:30 14:30 17:30	ホテルにて朝食 「ホテルツインリンクもてぎ」にて各種研修 自動車運転体験、施設内見学、お買い物等 昼食 貸切バスにて上野駅へ（車中にて振り返り対談） 到着後、解散	朝 昼 ×

不可能を可能にした企画・提案力 「世界初！視覚障がい者夢の自動車運転体験ツアー」 ジャパン・ツーリズム・アワード2016 領域優秀賞受賞！



受賞の様子



実際の自動車運転体験の様子



2016年 領域優秀賞受賞

※写真は全て、クラブツーリズム株式会社からの提供です。

■旅行代金に含まれるもの

- ① 日程表に記載された団体行動中の貸切バス料金
- ② 3月13日(水)の宿泊料金
(1泊2食付、サービス料込、消費税込)
※本旅行は男女別相部屋をお受けします。
他に相部屋希望の方がいらっしゃるなど
部屋をお一人で利用される場合でも
一人部屋利用追加代金はいただきません。
- ③ 食事料金 (朝食1回、昼食2回、夕食1回)
- ④ 添乗員経費...添乗員が同行いたします。
- ⑤ ツインリンクもてぎ入場・アトラクション・研修料金
- ⑥ 国内傷害保険
※右記の国内傷害保険以外に、更に個人での任意保険に
ご加入をご希望されるかたはご連絡下さい。

■旅行代金に含まれないもの

- ① クリーニング代、電報、電話代、
飲食代等の個人的性格の費用
- ② 行程表に記載のない食事代
- ③ 集合場所まで、又は解散場所からの交通費や宿泊費
- ④ 一人部屋利用追加代金 (5,000円)
- ⑤ その他、旅行代金に含まれるものに記載のない費用

※旅行代金算出基準日：2019年1月21日

ツアー全体として国内旅行傷害保険に加入いたします。
補償内容は以下の通りです。

- ・死亡/行為障害 1,000万円 ・入院保険金日額 3,000円
- ・通院保険金日額 2,000円 ・賠償責任 3,000万円
- ・携帯品損害 5万円

■申し込み期限

2019年2月28日(木) 17:00 まで

■申し込み方法

- ①別紙お申込書に必要事項をご記入の上、FAX又はE-mail添付にてお申込みください。
- ②旅行代金を2019年2月28日(木)までに、別紙ご旅行条件書記載の口座へお振込みください。

■旅行企画・実施 <お問い合わせはこちらまで>

株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 横浜支店 担当：大月・熊木

〒221-0052 神奈川県横浜市神奈川区栄町3-4 パシフィックマークス横浜イースト4階

電話番号：045-277-0771 FAX番号：045-277-0772

※営業日・営業時間は月～金曜日の9:30～17:30です。(土日・祝日休)

観光庁長官登録旅行業第2053号 一般社団法人日本旅行業協会正会員

旅行業公正取引協議会会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者 荷見篤志・西澤淳・立山英樹

*休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。

このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明点がございましたら、ご連絡なく旅行業務取扱管理者にご相談ください。



旅行業公正取引
協議会会員

【お客様個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ】

プライバシーマーク

今回の旅行の手配に際し、ご登録頂いた皆様の個人情報に関しましては、今回の受付の業務上あるいは各種手配に必要な場合のみの利用とし、株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 横浜支店がその他の目的で利用することはございません。個人情報の管理には万全の体制で臨んでおります。

近畿日本ツーリストグループの個人情報保護への取り組みについては以下のホームページをご覧ください。

- 近畿日本ツーリスト個人情報保護方針 : <http://www.knt.co.jp/keiki/privacy1.html>
- 個人情報管理者：荷見 篤志



10450202(01)

ご旅行条件書(国内旅行)

■お申し込み

- (1)申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。***申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。**
- (2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いします)
- (3)お申し込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様へ承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期間を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウエイティング登録」といいます。)その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウエイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限まで結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。
- (4)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や身に障がいのある方、食物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後これら状態になった場合も直ちに申し出ください。)あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置について伺いし、又は書面でそれを申し出ていただくことがあります。
- (5)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更することを条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出された措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (6)15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)
①15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
- (7)本旅行は株式会社近畿日本ツーリスト首都圏が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は成立した企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- (8)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金等)のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
②通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。
- (9)当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
①他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
②お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
③お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じて準ずる行為を行ったとき。
④お客さまが流説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
(10)その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金をいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- (1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- (2)複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目(日帰り旅行にあっては10日目) から 8 日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目から前々日まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- ①当社の責任とならないローン等の事由によるお取消の場合も表記取消料をいただきます。
- ②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。
- 取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)
下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)
①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1〜9に定める事項をいいます。
②旅行代金が増額された場合。
③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円〜20万円、通院見舞金として通院日数により1万円〜5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われなかった旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は經由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて

- A. 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。ご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。
住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス
ハ、上記のほか、当社の個人情報取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。
- 募集型企画旅行契約の取扱いについて
この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページhttp://www.knt.co.jpからもご覧いただけます。
当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。
パンフレット作成日: 2019年1月21日 承認番号0440-1902-1002

■申込金・旅行代金振込口座
三井住友銀行 ひなぎく支店 普通 2890359
株式会社近畿日本ツーリスト首都圏

旅行企画・実施(お問合せ・お申込先)
株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 横浜支店
観光庁長官登録旅行業第2053号 一般社団法人日本旅行業協会正会員
旅行業公正取引協議会会員 ボンド保証会員
総合旅行業務取扱管理者 荷見篤志・西澤淳・立山英樹
〒221-0052 横浜市神奈川区栄町3-4 パシフィック・マークス横浜イースト4階
TEL: 045-277-0771 FAX: 045-277-0772
「おもてなし研修」係 担当: 大月・熊木
営業日・営業時間は月～金曜日の9:30～17:30です。(土日・祝日休)
*休業日と営業時間外の取消、変更のお申し出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。
総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う業務所での取引責任者です。
このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明に不十分な点にございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。